

指定管理者の指定について

下記の施設について指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年11月27日提出

霧島市長 中 重 真 一

記

- 1 対象施設名 麓1号公園
- 2 指定管理者 霧島市隼人町内山田一丁目14番15号  
公益社団法人 霧島市シルバー人材センター  
理事長 南田 吉文
- 3 指定の期間 2019年（平成31年）4月1日から2021年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものである。

## 【指定議案説明資料】

### 1 麓1号公園の概要

- ① 施設名 麓1号公園
- ② 位置 霧島市溝辺町麓11街区
- ③ 開設年度 平成30年度
- ④ 面積 2,200㎡
- ⑤ 設置目的 市民の憩いの場として、市民生活の心身の育成と健康増進を図り、また、レクリエーション活動等の拠点として市街地近隣の重要な役割を果たすため設置

### 2 指定管理者の概要

#### ① 団体の名称、代表者及び所在

名称 公益社団法人 霧島市シルバー人材センター

代表者 理事長 南田 吉文

所在地 霧島市隼人町内山田一丁目14番15号

#### ② 組織

法人設立 平成元年4月1日 社団法人国分市シルバー人材センター設立  
平成18年4月1日 統合により統合により社団法人霧島市シルバー人材センター設立

公益社団法人への移行時期 平成24年4月1日

設立目的 定年退職者等の高年齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの、またはその他の軽易業務に係るものの機会を確保し、およびこれ他のものに対して組織的に提供すること等により、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実および社会参加の推進を図ることにより、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

職員数 12人 (会員数平成30年9月30日現在984人)

#### ③ 平成29年度事業実績

受託施設数 隼人等都市公園・城山公園

### 3 指定管理の方法等

- ① 指定管理の方法 直接指定

② 直接指定をする理由

隼人等都市公園については、現在同一の指定管理者による管理運営を行っており、これと同一の指定管理者に、溝辺地区都市公園の麓1号公園を含めた形で一体的に管理運営させることにより、都市公園の効果的・効率的な管理運営に資することができるものである。

このような中、隼人等都市公園に係る指定管理期間が2021年3月31日をもって満了することから、麓1号公園についても同年までとし、この間の管理運営に関し、一定の技術や実績、知見等を有している隼人等都市公園の現指定管理者を直接指定しようとするものである。